

平成 30 年 9 月 21 日

大津市長  
越 直美 様

大津市障害者自立支援協議会  
会長 藤木充  
ヘルプ事業所協議会  
部会長 寺田俊介

## 大津市障害者自立支援協議会 ヘルプ事業所おおつ協議会

### 平成 30 年度 地域生活支援事業への提言

掲記に関して、大津市における地域生活支援事業の実施において、現行の利用実態を踏まえて、市民がより利用しやすいものとなるように、当協議会として下記のとおり規定の見直しを提言します。

#### 記

#### 1. 移動支援事業

・移動支援事業には送迎と開始時の加算はありますが、早朝夜間や緊急時対応等の加算はありません。しかし、介護給付費の居宅介護サービスと同等に早朝や夜間の移動での支援や緊急時の対応等を行っている現状があります。

また、大津市の旧志賀町は移動支援で対応できる事業所が少なく、外出時の支援で困っている方が多いです。事業所から利用者宅、及び利用者宅から目的地までの移動距離も長く、事業所としても採算が取りにくい地域です。

そこで介護給付費の居宅介護サービスと同様の加算を付けることでよりよいサービス提供が可能となります。下記の加算の創設を提案します。

- ・早朝夜間加算 25パーセント増
- ・緊急時対応加算 介護給付費と同じ条件
- ・特別地域加算 介護給付費と同じ条件

#### 2. 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、大津市内には 26 か所整備されています。市内の日中一時支援事業所は大きく分けて、3 つの支援内容に分けられます。1 つ目は児童の放課後や週末の余暇支援を中心に展開している事業所、2 つ目は成人の方対象に通所後や週末の余暇支援を提供する事業所、3 つ目は成人の方対象にサロンのような日中過ごす場を提供する事業所です。

放課後等デイサービスの事業所が増えたのに伴い、児童に関しては軽度の知的障害の方の日中一時支援の利用は減り、介護や常時の見守り等で手厚い支援を必要とする重度の方の利用が多い現状があります。

また、最近では成人の方の通所後の夕方や週末の余暇の過ごしとしての利用の希望が増えています。

そのような中、放課後等デイサービスの利用に関して厚生労働省が家族の就労支援の場合は日中一時支援の利用の優先を打ち出したのに伴い、今後は児童も成人も利用希望が増えることが予測されます。

しかし、放課後等デイサービスの約半額である現行の通常単価では利用者を受け入れるための職員体制の確保や新規事業所の参入も困難であるかと思われます。人手不足の影響により、人件費が高騰しており、賃金を上げないと支援者の確保が困難な状況です。地域生活支援事業は処遇改善も付かない状況であり、人員確保のためにも、現在の単価の 1 割増額を提案します。

さらに、日中一時支援の利用に関して、就労支援の理由で対応する場合は長期休暇時等に6時間以上の希望が増えることも予測されます。そこで6時間以上の場合に1時間ごとに1000円単位での加算を創設することを提案します。

また、日中一時支援は非課税世帯以外、利用料の自己負担の上限がありません。そのため、利用者自己負担上限月額が定められている放課後等デイサービスの利用を希望される方もいます。放課後等デイサービスから日中一時支援の移行を円滑に進める場合、日中一時支援に関しても放課後等デイサービスと同等に利用者自己負担上限月額を定めることを提案します。

(現行単価)

区分	利用時間 4時間未満	利用時間 4時間 以上 6時間未満	利用時間 6時間以上
通常単価	4,000円	5,000円	6,000円
重度加算	1,500円	1,500円	1,500円
送迎加算	500円	500円	500円

\*放課後等デイサービスは加算等も入れると平日利用で利用者1人当たり約1万円の報酬があります。

(提案単価)

区分	利用時間 4時間未満	利用時間 4時間 以上 6時間未満	利用時間 6時間以上
通常単価	4,400円	5,500円	1時間ごとに 1000円加算
重度加算	1,500円	1,500円	1,500円
送迎加算	500円	500円	500円